

深坂炭坑従業員労働争議

- 一、名 稱 深坂炭坑株式会社深坂炭坑（東邦系）
- 二、所 在 地 福岡縣遠賀郡中間町
- 三、事 業 種 類 石炭採掘
- 四、資 本 金 百五十萬圓
- 五、代 表 者 所長 鹽 月 健 治
- 六、従 業 員 數 千二百名
- 七、争 議 参 加 數 昭和十二年七月十七日 出社者四百名
- 八、争 議 發 生 年 月 日 昭和十二年七月十七日
- 九、同 解 決 年 月 日 昭和十二年七月十七日
- 十、發 生 原 因

従来採炭夫に對し一匁の賃金三十錢乃至五十五錢を支給し居りたるが七月五日より作業個所の難易其他を考慮し五錢乃至三十錢を増額支給したるが爾余の坑夫には何等の考慮もせざ

る爲坑外の榨取夫、匠炭夫九十名は七月十七日待遇改善の要求をなしたるに因る。

十一、要 求 事 項

- 1、後働賃金三割値上
- 2、稼働時間十二時間制を八時間に短縮

十二、經 過

従業員代表四名は十七日坑長に面會し要求書を提出したる處目下所長上京中に付歸來を俟つて善處する旨の回答ありたるが従業員側は會社側に誠意なしとて同日午后四時附近の香月町歌草山に集合罷業を敢行した。

折尾署では多数の屋外集合を不穩當と認め警告を發し代表四名以外は全部散會せしめると共に解決斡旋の結果同午後七時より第二回の會見をなすに至り炭坑側は所長の歸來の有無に不拘二十日迄に不及的善處する事を以て解決したのである。